

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定」に関する調査審議の付託について

食品リサイクル法の基本方針は、おおむね5年ごとに定めることとなっており、食品廃棄物等の飼料・肥料等への再生利用等を総合的・計画的に推進するために策定しています。（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第3条第1項、同法施行令第3条）

さらに、食品リサイクル法の基本方針における目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとなっています。（同法第7条第1項）

この基本方針の制定、判断の基準となるべき事項を改定するときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴くこととされています。

（同法第3条第3項、第7条第3項）

今回、農林水産大臣から諮問（別添）のあった基本方針の策定等に関する調査審議について、食品リサイクル小委員会に付託するものです。